

[月刊]

キャッチ ピース

62

通巻140号 / 1998.4.20 定価100円

自衛隊の海外派兵を食い止め、大幅軍縮を！
米軍基地を撤去しよう！
反核運動を継続し、核廃絶を！
憲法9条を世界に！
市民による平和政策を提起しよう！
草の根の国際共同作業を進めよう！

核兵器積載艦艇の 神戸港入港に関する決議

神戸港は、その入港船舶数及び取り扱った貨物量からみても世界的に代表的な国際商業貿易港である。利用するものにとっては使いやすい港、働く人にとっては働きやすい港として発展しつつある神戸港は、同時に市民に親しまれる平和な港でなければならぬ。

この港に核兵器が持ち込まれることがあるとすれば、港湾機能の阻害はもとより、市民の不安と混乱は想像を難くないものがある。

よって神戸市会には核兵器を積載した艦艇の神戸港入港を一切拒否するものである。

以上、決議する。

一九七五年三月十八日

神戸市会

三月一日神戸港で



非核神戸方式の秘密 ●栗原富夫 「周辺事態法」と自治体

米軍機低空飛行訓練中止を求める声、各地に広がる 沖縄 ●反基地運動の5月へ

東富士 ●実弾射撃演習の実態 湯布院 ●海兵隊撤退へ運動を拡げよう
経済的「大量破壊兵器」 ●対イラク経済制裁は人々に何をもたらしたか？

- 維持会員 (月額)
 - 個人 1口1000円
 - 団体 1口2000円
 - 参加会員 (月額)
 - 個人 1口 500円
 - 団体 1口1000円
 - 通信会員 (年額) 3000円
- (会費は本紙購読料を含みます)

脱軍備ネットワーク
キャッチピース

ガイドライン関連 二法案を廃案に!

四月二十八日
脱軍備ネットワーク
キャッチピース



昨年9月小樽に入港したインディペンデンス。2隻の市所有のタグボートが空母を押しした。

四月二十八日、政府は、新しい日米防衛協力の指針(以下「新ガイドライン」)を実施するための二つの法案、周辺事態法案と自衛隊法改正案を閣議決定し、国会に提出した。また、ACSA(日米物品役務相互融通協定)の拡大改悪協定に調印した。

私たちは、おののき、怒っている。

平和憲法が、法の名の下に踏みこたれ、無力化されようとしているからだ。このような法案が憲法記念日を目前に控えた今、立法院へと提出されたことに、背筋の凍る思いを抱いている。

「新ガイドライン」及び関連二法案がはらむ重大な問題は次のように要約でき

る。

第一に、日米安保の対象地域の拡大である。「極東」にかわり「周辺事態」という言葉が登場した。しかし、それがどの範囲を示すのかは明らかにされず、「周辺事態とは地理的概念ではなく、事態の性格に着目したものと」されている。政府関係者らの発言を総合すれば、「周辺」とは一義的には「極東周辺」を指す。つまり朝鮮半島北半部が「日米安保」の対象地域に加えられた。これは日米安保に在日米軍と自衛隊米軍は、朝鮮民主主義人民共和国に対する軍事的干渉・介入のための装置であることを公然と宣言したことを意味している。しかし実際にはこの「極東周辺」という限定すら法

案には明記されていない。最近のペルシャ湾危機における空母インディペンデンスの行動を思い起こせば、「周辺」が、文字どおり無制限に、米国のおまじのままで拡大されるのではないかという危惧は、いっそう深まる。

第二に、米軍に対する協力内容の拡大である。周辺事態法が規定するのは、次の三つの活動である。①米軍に対する後方地域支援②周辺事態の戦闘にかかわる負傷米兵らの「後方地域捜索救助活動」③国連安保理決議に基づく「船舶捜査活動(臨検)」。これらは、自衛隊の海外派兵を正当化するとともに、「武力の不行使」、「専守防衛」、「集団的自衛権行使の禁止」など、憲法上の歯止めを根本的に抵触する内容を含んでいる。このように下位の法律によって、憲法の諸原則を無きものにするのが法治国家において許されるのであろうか。しかもこれら対米協力が、国会の承認事項ではなく、報告事項とされていることも重大である。軍隊が議会のコントロールを脱し一人歩きを始める時、その先にはどのような悲劇が生まれるのかを、私たち日本人は誰よりも知っているはずではなかったのか。

新「ガイドライン」と関連二法案の重大な問題の第三点、そして実行上の最大の問題であると私たちが考えるのは、「周辺事

(十九ページへ)

「非核神戸方式」の 歴史・現在 そして明日

新「ガイドライン」とたたかうために

栗原富夫(神戸市議会議員)



2月28日・市民フォーラム「民間港湾・空港の軍事利用をどう止めるか」(神戸学生・青年センター)での報告。

非核神戸方式がどのような経過で成立したのか、そしてそれはどんな仕組になっているのかということについて、お話ししたいと思います。

前史と成立

第二次大戦後、神戸港の主要施設は米軍によって完全に占領され、占領は一九五一年まで六年間つづきました。その後米軍は五二年から一部撤収を始め、一九七四年に第六突塊が返還されることで完全返還され今日にいたります。

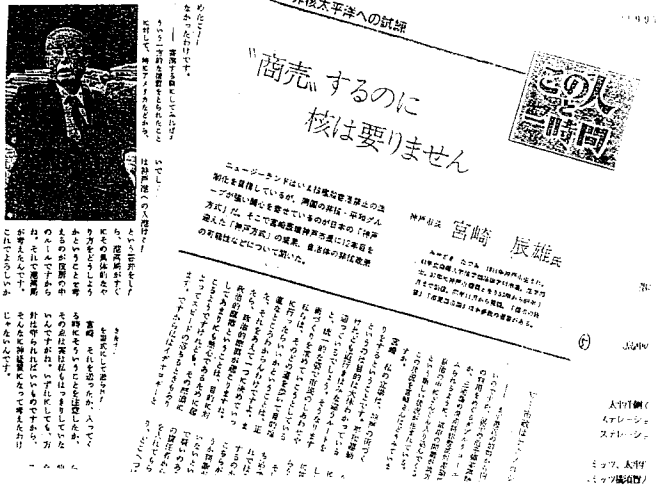
朝鮮戦争とベトナム戦争の時には第七艦隊の潜水艦や駆逐艦、巡洋艦がどんどん入港していました。核持ち込み疑惑で知られる空母「タイコンデロガ」も六〇年代に二度も入港しておりますし、五七年には一年間に三一隻もの米軍艦が入港しています。六〇年までは毎年一〇〇隻を超える軍艦の入港があり、七〇年から七四年の五年間にも計二三隻が入港しました。そういう意味では、この時期までは神戸はまさに「軍港」とよぶべき状態にありました。しかも、アメリカにとっても非常に利用しやすい港だったのでした。

七四年、アメリカ議会で「ロック証言」というのがありました。日本に寄港する艦

艇が核兵器をわざわざ降ろすなんてことはあり得ない、という内容のものでした。この証言が新聞に載ったその日は、ちょうど神戸市議会の本会議の日でした。私たちの先輩である灘区選出の平田さんという方が、その日の朝刊を見て、議会で宮崎市長に質問しました。「核武装している疑いのある米艦船の入港という事態が生まれたら、市長はどうするのか。その時の市長の答弁は「核艦船の寄港は拒否する」というものでした。七四年といえは、長い軍港返上の運動がようやく実を結んだ時期でもありました。

七五年、この市長答弁を受けて、神戸港に働く労働者を中心に、市議会に「核兵器積載艦船の神戸港入港を拒否する決議を議会として上げてほしい」という陳情が起こり、その陳情を自民党も含めた全会が一致してとりあげ、一九七五年三月十八日採択されたのが、「核兵器積載艦艇の神戸港入港に関する決議」です。この決議にもとづいて「非核神戸方式」は出発しました。

当時の市長である宮崎辰雄さんは、八六年五月二十七日の「エコノミスト」に書いています。「商売するのに核はいりません」と。これは宮崎さんの人柄を一言で言い表しています。軍港で経済が成り立つはずがない。商業港として神戸方式を発展させる



このように宮崎さんの一流の言い方であらわされるスタンスが非核神戸方式の背景の一つにあります。

しくみ—なぜ米艦が入港しないのか

次に非核神戸方式の仕組みについて説明したいと思います。

例えばAという国の軍艦が神戸港に入港を希望したとしますと、A国大使館からの口上書によって、外務省を通じて港務管理者である神戸市長のところに入港の連

絡がまずあります。入港の連絡を受けた港湾整備局（七五年当時は港湾局）が、神戸には「核艦艇を拒否する」という決議があることを説明し、その立場から、「あなたの軍艦が核を積んでいないことを証明するものを出してください」ということを外務省を通じて大使館に要請する。それに対してA国は、「いえ、うちは核を積んでおりません」という証明書を提出。これには特に決まった書式があるわけではありません。この証明書が神戸市長のところに来た時点で、「入港を許可する」という決定を軍艦のエージェントに通知する。それと併せて例えば「第六バースに入港するように」というような決定が通知されます。

以上は一九八六年当時の仕組みでして、現在では少しこの仕組みが簡素化されていると聞いています。しかし大枠は変更はありません。

この仕組みが出来上がった七五年三月十八日以降、神戸港に入港した外国軍艦は核保有国であるフランスから三隻、インドからの四隻を含めて、十七隻。フランスもインドも非核証明を提出して入港しました。そしてこの十七隻の中には、一九七四年に米軍が第六突堤を返還してから神戸方式ができるまでの間に、三隻入港していたアメリカの軍艦はその後は一隻もあり

| 1974. 5. 31 米軍第6突堤を全面返還 | | | |
|-------------------------|------------|------|-------|
| 年月日 | 艦名 | 国籍 | 艦種 |
| 74. 7. 20 | ツラーレ | アメリカ | 輸送船 |
| 74. 7. 25 | ランズ | " | 揚陸作戦艦 |
| 74. 9. 3 | トレインメリーランド | " | 輸送船 |

| 1975. 3. 18 核積載艦の入港拒否決議 (以降の艦艇は全て非核証明書を提出) | | | |
|--|-----------|---------|--------|
| 年月日 | 艦名 | 国籍 | 艦種 |
| 75. 4. 17 | クアベル | カナダ | フリゲート艦 |
| " | マッケンジー | " | " |
| " | サスケチワン | " | " |
| 76. 5. 26 | アミラルシャルネル | フランス | 補給艦 |
| 78. 1. 10 | シャクティ | インド | 潜水艦 |
| " | カランジ | " | 潜水艦 |
| 75. 5. 4 | ブリスベン | オーストラリア | 駆逐艦 |
| 79. 10. 9 | アルデノート | イタリア | フリゲート艦 |
| " | ルポ | " | 潜水艦 |
| 80. 5. 21 | ベラ | インド | ヘリ空母 |
| 81. 2. 3 | ジャンスタルク | フランス | 護衛駆逐艦 |
| " | フォルバン | " | 駆逐艦 |
| 81. 5. 24 | スワン | オーストラリア | 潜水艦 |
| 81. 10. 8 | バグリ | インド | 潜水艦 |
| 83. 1. 30 | カールスローナ | スウェーデン | 練習艦 |
| 83. 10. 29 | エスメラルダ | チリ | " |
| 87. 5. 2 | " | " | " |

法的根拠は？

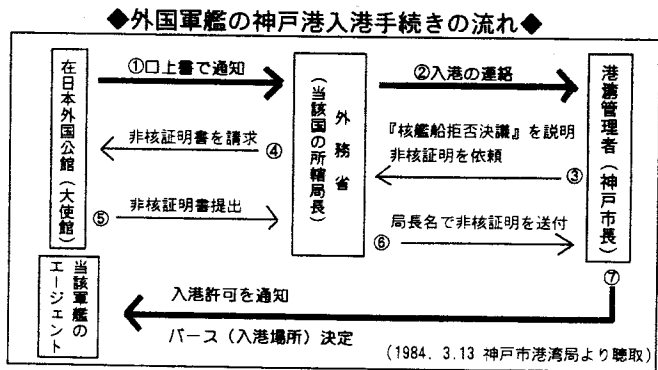
この「非核神戸方式」は法律的有効性という観点からいうとどうということになるのでしょうか。ここが議論のあるところですね。

つい先頃、神戸市港湾整備局から聞いた公式の見解は、「非核証明書については法的根拠はなく「行政指導」であるというものです。どうということかと言いますと、「七五年の決議にもとづいて港務管理者である市長が非核証明書の提出をお願いしている。証明書自体に条例等に明確な根

拠がないので、拒否をされれば仕方がない」というです。ただ、井上市議が、港湾整備局に対して「条例にも何も担保されていないのか」と訊きますと、港湾整備局は「確かに条例上の担保はないけれども、港湾施設への入港に対する許認可権限は港務管理者である市長にある」という微妙な回答でした。つまり非核証明書には条例上の根拠はないけれども、「入港を断る」という行為には根拠がある。非核証明書が提出されない場合には入港を許可するという通知はしない、これははっきりしている。

一方、国の見解はどうかと言いますと、八四年の外務省見解は次のようなものです。「神戸方式は法律・条例上は根拠はな

ません。さらに一九八七年五月二日以降は、外国軍艦そのものが全く入港していない、という状況が続いています。最後に入港したエスメラルダというチリの軍艦ですが、これが軍艦と言えるのかどうか。海軍所屬の帆船です。一目で核など詰めるはずはないとわかるのですが、これも非核証明を出している。「どこのどんな軍艦でも非核証明を求める」という神戸方式の特徴がこの一件でもよくわかるだろうと思います。



い。米軍艦が決議後入港していないというのは、米軍側で非核証明書の提出が法律または条約上の強制力があると考えているためではないか。また神戸市から証明書を求められても、法的根拠はないので外務省として拒否する考えである。

一方、非核神戸方式を守ろうと言う立場で運動をしてきた私たちは、その法的根拠を次のように整理しています。

まず、日本国憲法の平和主義が大前提にあります。それから日本には非核三原則の国会決議（七一年十一月二十四日）がある。さらに地方自治法第二条三項一号には「地方自治体の処理すべき事項」として、「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること」とある。だから核兵器のような平和を脅かすものが目の前にあつてはならないといういう立場で、地方自治体として物を言う権限があるはずだ。外交問題はすべて外務省だということではなくて、地方自治体としても「安全、健康及び福祉」という観点に立って平和の問題について物を言う権限がある、これが地方自治法上の根拠であると考え

ています。

また、港湾法には「港務管理者は港湾法に基づいて必要な規制を行うことができ」と規定されています。さらに、神戸市

港湾施設条例第三条には、「港湾施設を使用しようとするものは市長の許可を得なければならぬ」、第五条には「市長は次の場合には許可又は承認を与えてはならない」としており、その項目の中に「その使用内容が港湾環境を悪化させるおそれがある時」さらに「その使用内容が公の秩序を乱す恐れがある時」としています。それから同じ条例の第六条には「市長は、使用に係る危険を防止し、秩序を維持し、または環境を保全するために必要な条件を付し、及びこれを変更することができ」ともあります。さらに第三六条には「市長は必要があると認められた時には取り扱い貨物その他港湾施設の使用に関する事項について関係書類の提出を求めることができ」とされています。この「関係書類の提出」の中に非核証明も含まれるのではないかと、だから非核証明は条例上担保されているのではないかと私たちは主張しています。だが、神戸市当局はなかなか「そうだ」とは言いません。これをそっぴと認めたら外務省との関係がややこしいことになると考えているのでしょうか。

以上が法律的根拠・有効性に関する議論です。このように意味で非核神戸方式には条例ではなく行政指導である、という弱さがあります。高知の橋本知事はこれを条例

化しようとしていると聞いています。

「非核を守る」市長を

このような弱さを持った非核神戸方式ですが、他の港でも充分使える方式であると考えられます。もともと、横須賀や佐世保のようにすでに軍事施設がある中で非核神戸方式ができるのかどうかは議論があるでしょうが。

ただ、向こうが本気で構えてきた場合にどうなるかという問題はある。「港則法」上での「港長」は、神戸の場合海上保安部長であり、出入国の権限については海上保安部長に属しています。そちらが入港させるという、港湾管理者である市長が拒否する、という場合にはどうなるのか。

さらに今日では、新ガイドラインとの関係を見なければなりません。新ガイドラインの原点はこのような地方の権限を奪うところにあるのですから、新ガイドラインと非核神戸方式の関係はどうなのか、という問題をしっかり認識する必要があります。私は、「非核神戸方式で新ガイドラインをストップする」というのではなくて、新ガイドラインそのものに対してどのような闘いを組んでいくのが重要ではないかと考えています。その闘いの結果として神戸

方式が有効性を発揮するのではないでしょうが。

非核神戸方式を強固なものにするためには、かなり頑張る市長がこちら側にいないといけない。本気になって国と対峙する、私たちの側に立つような市長でないといけない。神戸の場合、今の笹山市長は、神戸方式を作った宮崎市長の後継者ですけど、極めて微妙な言い方を繰り返しています。この前の市長選挙時には、テレビのインタビューで新ガイドラインでの神戸港使用問題に関連して、非核神戸方式への態度を聞かれて市長は、「そういう問題が出た場合には、議会でもう一度議論してもらいます」と答え、自分はどういう立場かということ明らかにしませんでした。例えば、「非核神戸方式があるのだから非核証明の提出を求める。提出されなければ入港を拒否する」という立場を貫くことができる市長でないと、制度はあっても有効に機能しないのではないのでしょうか。

もちろん私たちは、この非核神戸方式を運動の中で活かしていくよう頑張りたいと考えています。

(文責・田巻一彦 図表は栗原議員)

点と点を つなぎ

中止への包囲網を！

青木雅彦



★わたしはアメリカ軍の飛行機が屋根ぐらいのところをゴーゴーと大きな音を立てて飛んでいくのを見ました。わたしはいつ落ちてくるかわからないから、とでもとどきとどきしてたまりません。何回もそういうことがあつたけどごわいです。」(広島県の小学3年生の作文【註1】)

★航空法の特例法の見直しをおこなうことを、いま考えておりません。なぜなら、米軍もわが国の公共の安全に妥当な考慮をはらって活動すべきこと、政府として類似の機会に申し入れており、米軍もその安全の確保には最大限留意するとともに、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう、努めているという報告を受けています。」(橋本龍太郎首相九八年三月二四日参院予算委員会)

◆政治家の関心は薄いが…

今年二月のイタリアでの低空飛行事故は、その事故の規模と性格から当然日本人にも大きな衝撃を与えられた。ヨー

ロッパに比べて(前号「キャッチピース」L Aタイムズ記事参照)日本での低空飛行が実施されている地域の方がはるかに人口密度が高いという一事を考えても、一層事態は深刻なはずだからだ。しかしマスコミや中央の政治家は、いつもの「海外事故」の

感覚、つまり「なお事故に遭った日本人観光客はいない模様です」という決まり文句で事故を捉えたようだ。国会開会中であるにもかかわらず、この件での質疑はほとんどなく、マスコミも外信の転載だけで続報はほぼ皆無。

これは事態そのものが無視し得る性質だからということではなく、基地や軍隊の被害を受けている人たちが「周辺」の人間で(当然低空飛行の行われる地域は山間になる)と考えられている【註2】ということを意味しているに過ぎない。日本で流通する情報は、また、ほとんど中央のフィルターにかけられてから流されるため、「地方」の声は全体化されにくいということも意味している【註3】。沖縄の基地問題と同じ構造が、この問題にも表れている。

しかし実は、すべてに反応の遅いこの日本においてすら、イタリア事故後様々な動きがある。ここでは中央集権の価値観を転換して、地方の「少数派」や「異論派」の意見と動きを整理する。それによって現在の「翼賛国会」が「堅持」を自明のこととして安んじている安保体制の異常さがいわば逆照射され、問題点が明確になるからだ。

◆被害地域では圧倒的な反対署名

低空飛行の米軍機が日常的に飛来する地域、とりわけいわゆる「ブラウンルート」にあたる(タイトルの地図参照)中国山地では反応が早かった。広島県北部の低空飛行訓練空域下の十六町村などは昨年6月に「米軍の低空飛行の即時中止を求める県北連絡会」を結成して、地域住民の署名集めをしてきたが、まず事故の三日後に米大統領に抗議文送付を決め、二月一九日には広島県知事に国への申し入れに協力してくれるように要請した。また、これと連動した動きではないが、広島市長が同日国と米軍に低空飛行中止を求めるファックスを送付している。

そして四月九日には、この「県北連絡会」



は、高知県で同様に低空飛行被害に苦しむ「米軍機の低空飛行攻撃訓練の即時中止を求める要請」署名嶺北推進会議」と共に、総理府に出向き、イタリヤ事故以前から集めていた署名を政府に提出した。前者の集めた署名数は、一万四千名、後者は二万四千名になった。両者の申し入れに対して、総理府側は「内実を十分承知していない。総理に伝える」と回答したという【註4】。

◆「屈辱的」な政府答弁

問題が住民の命と日本の主権に関する問題であるにもかかわらず、国会での野党の追求は十分でない。唯一野党らしいポジションにいた共産党だけが、委員会の中でこの問題を度々取り上げいくつかの興味深い答弁を引き出している。例えばそれらは次のようなことだ。

まず米軍の低空飛行ルートに政府が全く把握していないこと。イタリヤの事故では、米軍機が定められた飛行回廊を通っていたかどうか問題になったが、日本では事故を起こしても決してそれが「正規」の飛行コースであったかどうかは問題とされない。三月二四日参院予算委員会でも共産党の筆坂議員の質問に対して、運輸省

は、低空飛行ルートに関しては「米軍の運用にかかわる事項」なので明らかにできないと答えた(つまり米軍から連絡を受けていないということ)。また外務省の理解でも「(低空飛行の)固定した経路として存在する」というものはないと聞いております。要するに完全に米軍まかせ、政府が事実関係を把握していないし、しようもしないのだから、自治体や住民にとって低空飛行の米軍機は完全な「奇襲攻撃」になってしまいうけだ。

第二に、同じ機会に筆坂議員は、アメリカ連邦航空局(FAA)の国防総省向けの軍用機のためのガイドブック「特別軍事活動」を示して、本国アメリカでは軍用機の低空飛行はルートに関して規制があり、ルートはFAAの許可を受けることになつていると、規制なき日本との違いを指摘した【註5】。このような指摘に対しては、首相は交渉は「事務方」にやらせると答弁し、政治家としてのイニシヤティブを發揮しようとはしなかった。

このようなあまりにも無気力な政府の答弁に対しては、議場からも「明治の不平等条約と同じだ」とヤジが飛んだし、低空飛行で被害を受けている鳥取県の地元紙のコラムは、「日米和親条約もかくや、屈辱的と言つていい国の姿勢」と書いた【註

6】。

一方与党の社民党は、二月二四日に外務省と米大使館に低空飛行中止の申し入れをし、四月七日には、「超低空飛行訓練は、全廃をめざしつつ、まず第一段階の緊急措置として最低限、アメリカ本土における準則(先に述べたFAAの規則)引用者」を、日本においても厳守させるよう、日本政府が、強力な外交交渉を米国と開始する事を政府に申し入れしている。これに対しても当然政府の答えは変わらないが、同じ与党の自民党からは「イタリヤのような大事故があれば安保体制の危機になる」という意見も出始めているのは注目に値する【註7】。

◆日本の国内法を守らせることが緊急の課題

日本政府のかたくなな態度は、何がなんでもアメリカの立場を擁護するのが安保体制の維持に役立つという冷戦時代の固定観念から生じていると思われるが、一方で「安全確保につき申し入れ」を外務省が開始するなど【註8】これまでよりも少し踏み込んだ態度を見せ始めている。低空飛行の元凶である空母インディペンデンスが中東に出かけていることもあるが、イタ

リア事故以来、おおっぴらな低空飛行訓練は控えているようでもある。もう一歩進めて、米軍機の低空飛行の完全中止を勝ち取るために具体的な課題を整理しておこう。

第一にやらなければならないのは、何度も自治体などから要望されていることだが、米軍機の飛行を法的規制の対象から外している「航空特例法」【註9】の改正である。これは同時にその特例法を要求している日米地位協定の改定が必要だ。まもなく法案が提出される新ガイドラインに伴う「周辺事態法(仮称)」では、有事の民間人・自治体の協力の「義務」が謳われているが、本来は平時に民間人の安全を脅かしているこの「特例法」の改正から手を付けるべきだ。

低空飛行ではないが、最近民間機に米軍機が異常接近する事故(あるいは訓練として故意か)が急増しており【註一〇】、運輸省によると九六、九七年だけで軍用機の接近で旅客機が緊急回避をしたケースは約百十件になるといふ。ここにも米軍機を日本の法令で取り締まれないという主権なき日本の空の恐怖の帰結がある。暢気に考えている国会議員もこの被害者になりうる。米軍機に対する法的規制は、掛け値なしに緊急の国民的課題であることを広く認識してもらうことが絶対に必要だ。

◆全国的な情報収集と交換が不可欠

第二は、全国ネットでの情報収集だ。すでに述べたように低空飛行訓練は日本政府さえ全く実態をつかんでいない。低空飛行で被害を受けている自治体は自分の「頭の上」しか情報がない。この「点」の情報、情報交換を活発にして最低限「線」にして、実態を明らかにして米軍や政府を追求していかなければならない。

すでにキャッチピースの低空飛行自治体全国アンケート【註一一】や、その他の民間団体の調査【註一二】によって、一枚一枚薄皮をはがすようにして無謀な訓練の実態が明らかになってきているが、今後はもつとリアルタイムな情報交換によって米軍機の行動を捕捉する必要がある。具体的には、全国の自治体や民間の監視人が、低空飛行情報センターのような所に飛来記録を報告する。センターでは逐次情報を更新してインターネットでそれを公開する。その情報を元に、自治体などが飛行ルートやパターンを分析し、住民への注意喚起、政府への申し入れ、あるいは自治体同士の連携に役立てる。このような体制があれば、政府としてもこれまでのように自治体に対して「各個撃破」の作戦は取

れないし、絶えず厳しい監視下におかれる米軍機の飛行回数も減らざるを得ないだろう。

諸外国に比べて人口密度の高いところで低空飛行を行うという日本の危険な特殊事情だが、監視する立場からは有利な結果につながる。問題は政治的に中立な「情報センター」だがどこか実績を積み上げなければならぬ。

【1】広島県の「米軍の低空飛行の即時中止を求める県連絡会」の署名用紙に添えられた作文。

【2】九四年に低空飛行の米軍機が墜落した早明浦ダムのそばの中学生は書いている。「気が付かない間に忍び寄ってきて、恐ろしい音がしたときにはもう後ろ姿しか見えない。音の爆弾を落とすようにいるようだ。・・・とても危険な場所です。私たちは毎日学習やスポーツをしているのだ。自然とともに静かな暮らしをし、過疎の村をやっと守っている私たちが、何も知らされずになぜ一方的にこんな危険で不安な状態におかれなければならないのか。」(高知県大川中学ホームページから <http://www.school.kochi-ed.go.jp/home/ookawa-1/document/mura/suiraku.html>)

【3】すでに都道府県レベルでも何度も知事が低空飛行中止を要請している。それらの要請

文は、キャッチピースの低空飛行問題のホームページ <http://www.osk3web.ne.jp/btree/catch/teiku> でよくつかを眺むことができる。

【4】「赤旗」九八年四月一〇日

【5】アメリカだけでなく、英下院にたいする同下院国防委員会の「低空飛行」にかんする第五次報告(一九九〇年)では、「低空飛行が市民に与える影響ゆえに、英国での英空軍、米空軍の展開のどんな変化も、両軍の航空機が参加する低空飛行訓練がどこでおこなわれ、今後はどこで指揮されるのかについて鮮明にし、公の理解を得られるようにすることに よって遂行されることが必須条件である」と記されているという(九八年三月二十四日「赤旗」)。なおドイツでは低空飛行訓練は原則全面禁止である。前号の「キャッチピース」のロサンゼルスタイムズ記事参照。

【6】日本海新聞九八年三月二十八日 記者コラム「特報」

【7】毎日新聞九八年三月二十八日

【8】三月二十四日参院予算委員会での外務省北米局長の答弁。

【9】一九五二年、まだ旧安保の時代に制定された(現在の六〇年の地位協定と同時に一部改定されたが)。地位協定の第二条(施設及び区域の使用等)や第五条(施設の使用)を根拠として、航空機の運航に関する航空法の規定を適用しないとしている。ただし、「素人」が該当する地位協定の部分を読んでもなぜこのような「特例」が許されるのかは理解できな

い。

【一〇】今年三月二十五日、函館上空で日本エアシステムの旅客機が三沢の米軍戦闘機 F18 に異常接近され、緊急回避を行った。三沢の第三五戦闘航空団のブルース・ライト司令官(准将)は、北海道新聞社の取材に対し、接近の事実を認め、その言い分がふらついている。米軍パイロットは、「米国法と国際航空法を守ることを義務付けられている」と、日本の国内法を守ることは全く言わなかったことに注目。(北海道新聞三月二十八日)

航空六社の運航乗務員で作る日本乗員組合連絡会議(日乗連)などは四月二日、再発防止を求める要請書を運輸省と外務省に提出した。さらに日乗連は四月二日、米軍横田基地を訪れ民間航空機の安全確保を要請した。米軍側は、「目視しているのは危険はない」と回答(毎日新聞四月二三日)。

【一一】この報告と地図が、
<http://www.osk3web.ne.jp/btree/catch/teiku/release.htm> である。

【一二】独自に低空飛行訓練の調査を行い情報をインターネットで公開しているところとしては、リムピースのホームページがある。
<http://www.rimpeace.or.jp/> なお、当然の事ながら在日米軍のホームページからは低空飛行の情報は全く得ることはできない。日本の低空飛行被害の自治体のホームページも低空飛行情報を提供しているところは今の所皆無。イメージの低下を恐れているのだろう。

沖繩から移転された実弾砲撃演習の東富士演習場での第一回目の演習が、さる二月九日から十八日まで実施された。市民の八割の人々が反対しているにもかかわらず強行された演習は、政府が当初説得理由に使った「沖繩と同質・同量」とはかけ離れた規模のもので、米軍にとっては「内容の充実」したものになった。

演習の内容は、土曜、日曜も休むことなく連続して十日間行われた。また沖繩では行われていなかった夜間演習も実施された。その間に発射された弾数は五七一発であり、十八時以降の夜間に発射された弾数が三分の一の一九一発にのぼっている。

驚くべきことに、初日の九日には演習が慣れているにせよ、二発の実弾が着弾区域を大きくはすれて「富士スカイライン」が通っている近くに打ち込まれた。これは偶然にも地元テレビ撮影班のカメラがブレていたために捕らえられた映像がスクープ映像になったという、笑い話にもならない危険な演習が行われていたことを暴き写していた。

これには監視活動をしていた地元市民が防衛施設局に抗議したが、これもいつものことを取り合わない。いつも感じるのだが、我が国の防衛施設局は日本国民のために存在するのではなく米軍のために

のみ存在する、という事実を確認した。とにもかくにも、第一回目の実弾演習は五七一発の実弾を真っ白な雪に覆われた、日本の象徴である秀峰富士に打ち込んで終わった。これは単に沖繩の代わりを東富士で行ったというだけではない。米軍の実弾演習がもたらす騒音問題、環境問題、風紀上の問題よりももっと深刻で厄介な問題が潜んでいる。

それは日本のシンボルが米軍によって蹂躪されていることに気が付かなければならない。

いま、私たちは歴史を振り返ってみる時期にきている。

戦後、米国の経済的な富と豊かな文化にふれ、努力の甲斐があつてバブル経済というピークも経験した。そしていま、世界最強の軍隊である米海兵隊を、日本の安全保障という目的で日本の内懐に引き入れた。そして、この国土には、人間としての文化も心も他人の借り物の「アメリカ人になれない日本人」が溢れている。そして「日本」が消えて「ニッポン」がなくなる。

後の世代の人々は、これを世界の歴史上最も賢い征服の方法であることを知るのであろう。「最も賢明な征服者は、もっとも誠実そうな奉仕者である」ことを。(九八年四月二三日・記)

東富士

実弾演習は 571発の砲弾を 富士に打ち込んで終わった

門屋信行 (静岡県裾野市在住)

東富士で米軍実弾演習 国側「事実はない」

着弾地外に市民団体抗議

沖縄から

沖縄がかわれば、アジア・太平洋がかわる

報告 31

「沖縄から」
「沖縄ポイス」
編集委員

伊波洋一

（沖縄県議会議員・前沖縄中
部地区労働局長）

〒901-22
沖縄県宜野湾市志真志517-1
沖縄県教平和センター気付
TEL 098(898)6628
FAX 098(897)6653
郵便振替 鹿児島2-11249

普天間返還合意から二年

この四月で普天間飛行場全面返還の日米合意から満二年を迎える。一九九五年九月に発生した米海兵隊員三名による少女暴行事件が米軍基地への怒りを全県民に拡げ、翌月の十月二十一日には県人口約百二十五万人のうち八万五千人の県民が参加して県民大会が宜野湾市で開催された。

米軍への抗議のうねりが日本中に広がり反米感情と反基地運動が高まって、日米

と強調、下地議員のキャンペーン・シユワブ陸上案に「研究したい」と述べたことで誤解を招いたことを釈明した。東京でも秋山防衛事務次官が十六日に記者会見し「嘉手納統合案、シユワブへの新設、海上基地の三つの案を検討した結果、海上基地が最善の案」と陸上案を否定した。日本政府は海上ヘリ基地建設に否定的な意見が定着することを恐れているようだ。

大田知事は兵力削減に全力

今年も大田知事は五月十五日から七度目の訪米を予定している。普天間飛行場のある宜野湾市の比嘉盛光市長も同行する。他にも金武町の吉田町長と浦添市の宮城市長が同行。

大田知事は普天間飛行場の全面返還実現のために、在沖米軍の兵力削減を求めながらハワイやグワムなど米国内への移設を求めている。

大田知事は就任以来訪米を毎年繰り返し続けているが、訪米で会った政府関係者や米議会関係者、国防問題シンクタンク研究者などから沖縄の基地問題に関心を寄せる人を選んで毎年のように沖縄に招待して沖縄の米軍基地を見せて米軍撤退の働きかけをしてきた。

両政府は日米安保の基礎が崩れていくことを恐れた日米両政府は、沖縄の米軍基地問題を政府レベルで協議する日米特別行動委員会（SACO）を設置した。国内にある米軍専用施設の七十五％が沖縄県に存在していることから、基地返還に向けて協議を進める中、二年前の四月十二日夜に橋本首相とモンテール米大使が「五年ないし七年で普天間基地全面返還合意」と緊急記者会見で発表した。突然の全面返還のニュースに沖縄県民の多くが驚き、喜んだ。

しかし、施設の県内への移設条件がついていることが明らかになり、喜びは移設予定地での怒りに変わっていった。記者会見までにカテナ統合案を基本に米国は普天間基地の全面返還を検討し、海兵隊や空軍の反対を押し切って基地統合案を承認させたと思われる。

カテナ統合案は、地元市町村の強力な反対運動で撤回され、最終的には海上基地建設案になった。米軍にとつても海上基地建設案は、海兵隊固定化と在沖米軍基地の強化につながるもので、新たな海洋戦略拠点づくりになるものであり都合の良いものとなっている。日本政府は大田知事が海上ヘリ基地建設に反対したことを理由に県との話し合いを中断し、話し合う条件とし

これまでに招待した主な米国関係者は、一九九三年に米国防情報センターのジョン・ラロック代表（将軍）、ジェームズ・クルター基地閉鎖・再編委員会委員長、ニール・アバクロンビー米連邦議会下院軍事委員会委員、九五年にジョンズホプキンス大学国際問題研究所長ジョージ・パッカー博士、チャーマーズ・ジョンソン日本政策研究所所長、ケイトー研究所防衛・外交政策担当副所長テッド・カーペンター博士、九八年にもマイケル・グリーン外交問題評議会特別研究員、ステイブンス・クレモンス経済戦略研究所副所長など十一名になった。他にも、マイク・モチツキなど米国の安全保障シンクタンク関係者が国際会議出席などで来県し大田知事と意見交換をしている。

百聞は一見にしかず

これらの米国関係者の沖縄基地問題への感想は「百聞は一見にしかず」という諺（ことわざ）がふさわしい。米国関係者の多くは住宅地に囲まれた普天間基地を見て嘩然とするようだ。国レベルで安全保障問題を理論的に論じてきた彼らの多くは日米安保の重要性を強調するが、沖縄の現状を放置できないという認識を持ちか

て県がSACO最終報告に盛り込まれた海上ヘリ基地建設の原点に戻るよう求めているが、原点と言うなら米軍も身を切る覚悟で普天間全面返還を発表した二年前の記者会見まで戻って再検討するべきだ。

日米政府は海上基地に固執

前号で報告したように、日本政府関係者からも航空自衛隊元幹部や後藤田正晴元官房長官まで海上ヘリ基地建設を見なおすべきだと述べているが、自民党の野中広務幹事長代理が「民間空港とのヘリポート併設」を発言し、自民党幹部はキャンブ・シユワブ内での陸上案を検討するよう橋本首相に進言したと四月八日の沖縄タイムスに報道された。

その後、四月十四日に自民党の沖縄選出の下地幹郎衆院議員らが訪米し、米国防省のキャンベル米国防次官補らと会談し、海上基地の代わりにキャンブ・シユワブ陸上案を提案した。下地議員は会談後のマスコミ取材で、キャンベル次官補がキャンブ・シユワブ陸上案を「検討、研究する」との姿勢を示したと発表した。

この報道について翌十五日キャンベル次官補はワシントンで日本の報道各社と会見して「海上ヘリ基地が唯一の解決策」

えったことは確かだろう。

以下に、これまで招待された主な米国関係者の県内での講演や記者会見での発言を紹介する。

◆ジョン・ラロック氏は「米国で沖縄と同じ広さの行政区に五万人の米軍人・軍属が駐留し、住宅の上をジェット機が頻りに飛び、軍事トラックがいなか道を走り回り訓練したら重大な問題となろう」と述べ、北朝鮮の軍事的脅威はなく沖縄に米軍基地を置く理由はないと述べ、日米政府は基地縮小に無関心な軍事中毒に陥っていると厳しく批判した。（九三年三月）

◆ジェームズ・クルター基地閉鎖・再編委員会委員長は「基地問題が予想以上に多く、深刻で範囲が広い。基地が過密であり基地と民間地域が近すぎる。騒音や安全性も住民との緊張関係を生んでいる」と述べる一方、沖縄は紛争地に容易に到着できる地理的位置にあることは一目瞭然であり、又即戦力維持のために訓練は必要、沖縄のように民間地域に近い演習場は米国にはないが、住民に危険であれば部隊司令官が訓練を行なうはずがないと軍事的重要性も強調した。（九三年十月）

◆ニール・アバクロンビー米下院議員は「沖縄基地は依然重要だが、太平洋地域の米軍基地見直しでは沖縄が第一に検討さ

れるだろう。時代が変われば土地の需要も変化するのが常だ。展望を持ち米国と沖縄の友好のため、そして子供たちのために議論を進めたい」と述べて沖縄視察を報告書にまとめ米下院軍事委員会に提出することを明らかにした。(九三年十二月)

◆ジョージ・バックカード博士は「沖縄を訪ねるのは初めてだが、普天間やカネナ基地などが民間地と隣接し、騒音が厳しい現状にショックを感じた。多くの米国人が同じ印象を持つだろう」と基地の現状への驚きを隠さなかった。(九五年三月)

◆チャーマーズ・ジョンソン日本政策研究所長は「アメリカが他国で駐留し続けることは、沖縄での暴行事件に見られるように地元との不安定な関係を作り出しやすくなる。アメリカは東アジアから地上部隊を撤退させて、危機が発生した場合、ハワイ、グアム、米本国から容易に輸送できる。米国防総省が九五年二月に東アジアへ前方展開を十萬兵力を二〇一五年まで維持することを決めたのは間違いだ。この地域の米軍は、ハワイやカリフォルニアなどに撤退させるのが良い。財政的にも倫理できにもそのほうが納得できる政策だ」と述べ、海兵隊は東アジアに不要だと強調した。(九六年二月)

◆ケイトー研究所カーペンター副所長は

大田知事に就任要請を行なった際にも、大田知事は出馬問題について答えず、この資料を持ち出して詳しくと説明しながら訪米にむけて兵力削減を米政府に訴えるために精力的に兵力削減問題を研究している」と述べた。大田知事の兵力削減への熱意は三選出馬への意欲とも受けとめられた。

さて、「在沖米軍基地の削減等に関する議論等」には議論の状況が次のように一覽表に整理されている。

- (一) 在沖米軍を削減すべき、米国十五名、日本二名、計十七名(研究者6、民間5、米政府関係者1、米政治家・議会3、日本政治家1)
- (二) 普天間基地を無条件に返すべき、米国四名、日本二名、計六名(米研究者3、米民間1、日本研究者1、日本政治家1)
- (三) 日米関係に悪影響、米国三名、日本一名、計四名。(四) 代替案に柔軟に対応、米国二名、日本一名、計三名。
- (五) 情勢変化で削減は可能、米国九名、日本4名、計十三名。(六) 米国内でも削減あり、米国四名、計四名。(七) 二正面作戦は時代遅れ、米国二名、計二名。(八) 米国内移転論は、米国十五名、日本四名、計十九名ある。ハワイ移転6(米5、日1)を筆頭に、米本土6、グアム4、カリフォルニア1、アラスカ2、と続く。(九) そ

「東アジア地域での安全保障は第一義的責任は日本が負うべきだ。現行の日米関係を根本的に変えるために、五年間で米軍を全面撤退させる、その後二年以内に日米安全保障条約を破棄する。日本の一%に満たない土地に米軍基地が集中している現状は、対等な立場の成熟した関係とは程遠い」と日米安保は米の国益に寄与していないと批判した。沖縄基地については「第二次朝鮮戦争が起きれば、戦闘部隊は沖縄以外の場所から投入されるだろう。沖縄の一万七千人は役立たない。それなのに沖縄に固執するのは、行政・官僚機構が変化を望まない体質だからだ。カネナ基地がアジアに近いと言つても米本国に比べて数時間稼ぐくらいで、それほど利点があるとは思えない」と沖縄駐留を批判した。(九六年九月)

◆米シンクタンク外交問題評議会のマイケル・グリーン主任研究員は、キャンベル国防次官補代理のアドバイザーとして日米安保再定義、新カイトライン策定作業にかかわっただけに「北朝鮮の脅威、金融危機、多国間安保の枠組みが成立していないなど不安定要因などの理由で、兵力削減は現段階では無理。海上基地が受け入れられないならMOB(移動式海上基地)、埋め立て案などを検討していい」と述べ、基地問題への所見も述べず、在沖米軍の兵力削減

の他の海外移転論は、米国九名、日本一名、計十名。オーストラリア3名(米3)、韓国3、ベトナム1、などがある。(十) 国内移転論は、米国六名、日本四名、計十名。岩国、北九州、北海道、などが挙げられている。(十一) 移動式に関する提言等、米国六名、計六。(十二) 海上基地の問題点、米国五、日本四計九。(十三) 埋め立て方々(十八) その他の議論は省略。

取り上げられた主な発言者やマスコミ報道等を紹介する。

- ◆マイク・モチツキ、マイケル・オハイオン「在沖海兵隊は名護市の新基地に移るべきではなく、五千人ほどを沖縄に残して、残りの海兵隊は地域に分散すべきだ」
- (ロスマンゼルス・タイムス、一九九八・三・四) ◆クレモンス経済戦略研究所副所長「米海兵隊は引き上げを」(クリスチャン・サイエンス・モニター、一九九八・二・六)
- ◆ダグ・バンドウ、ケイトー研究所上級研究者「誰も米軍の駐留から利益を受けない」(クリスチャン・サイエンス・モニター、一九九八・二・六) ◆森本敏「後方支援の強化で海兵隊は撤退可能」(世界週報、一九九六・十・十五) ◆アレン・ネルソン「沖縄に基地はいらない」(一九九七・十二・十九、岩波ブックレット) ◆マンズフィール

に反対した。(九八年一月)

◆米戦略研究所ステイブ・クレモンス副所長は「海兵隊の削減は可能。だれもそのことに口を出さないのは混乱が予想されるからだ。ホワイトハウスに働きかけていけば、沖縄は変わっていくと思う」と述べ、大田知事の海上ヘリ基地建設反対表明については「民意を尊重したのは正しく、勇気ある決断。日本政府は責任を持つて振興策を進めるべきだ」と述べた。さらに、米国内に沖縄の基地問題の情報が少ないことを指摘し「沖縄が自ら米国内での声を上げていくことが重要。沖縄独自の積極的な行動を取ることが大切だ」と話した。(九八年二月)

在沖米軍基地への議論

県知事公室では、先月(三月)二・三年以内に沖縄の米軍基地に関して国内外のマスコミ報道や雑誌などに掲載された記事や論文を整理して「在沖米軍基地の削減等に関する議論等」として公表、日本内だけでなく米国内でも在沖米軍の兵力削減を求める声が米軍関係者からも出てきていることを明らかにした。

四月二十日に県内政党と労働団体などが十一月に予定されている県知事選挙で

ド元駐日大使「沖縄の米軍施設のかかりの部分は、そう遠くない将来に沖縄県と日本政府に返還されることを期待している」(一九九五「日本救出」(齊藤彰著))

◆ポール・マクヘイル米下院議員「米国は、今後十年から二十年の間に、前方展開の陸上兵力を沖縄から動かすことを計画し始めるべきだ」(一九九八・二・一、米軍星条旗新聞) ◆ハワイ州議会決議「沖縄県民が米軍基地の平和的、経済的な利用を求めて米軍の削減を望んでいることを米大統領は考慮すべきだ」(一九九七・四、下院賛成多数、上院全会一致) ◆バトリック・スミス記者「県民投票、名護の住民投票、名護の市長選は、沖縄の問題が米国の撤退でしか解決しないであろうということを示している」(一九九八・三・六、インターナショナル・ヘラルド・トリビューン)

◆AFP通信「沖縄と日本本土に住む人々の七二%が沖縄の米軍基地の段階的削減を支持している」(一九九七・五・十二、AFP) ◆ワシントン・ポスト「(大田知事の海上基地建設反対表明で)大きな損害を被るのはおそらくペンタゴンだろう。なぜならば、沖縄県民の圧力が普天間基地の無条件返還を求める声へと高まりそうだからだ」(一九九八・二・七、ワシントン・ポスト)

◆キャンベル国防次官補代理「米国の関心は、要件を満たす代替施設の建設だ。その要件さえ満たせば、我々は極めて柔軟に議論する用意がある」(一九九八・二・十三、産経新聞) ◆コーエン米国防長官「(普天間飛行場の代替ヘリポート問題で) オプションについては様々な見直しを検討されている。他のオプションがあれば検討対象になるかもしれない」(一九九八・二・十三、時事通信) ◆日本政府関係者「大田知事が代替案を示せば柔軟に対応する」(一九九八・三・十、共同通信) ◆マイク・モチツキ「二〇〇一年からスタートする米政権が同じ政策をとるとは限らない。選択肢の一つは、沖縄駐留の米海兵隊の大部分を北オーストラリアなど他地区に分散させることになるかもしれない。こうした選択肢が実行されれば、普天間返還の前に代替の新ヘリ基地を建設する必要性は意味のない議論になってしまうだろう」(一九九八・三・二二、東京新聞) ◆アーミテージ元国防次官補「沖縄の米海兵隊は朝鮮半島情勢が変化すれば、少数の基幹要員を残して撤退すべき。日本や西太平洋での米海空戦力の増強でそれを補える。撤退は先でも、計画作成から実施まで年月がかかるため、再編成計画にいま取りかかるべきだ」(一九九六・十一・四、朝日新聞) ◆ダグ・

パール元大統領補佐官(ブッシュ政権)「技術進歩によって航空機の航続距離が格段にのびるので、例えばカテナ基地の航空機をアラスカに移転しても、航空義務を十分果たすことができるようになるだろう」(一九九七・十二・四、同盟漂流(舟橋洋一著)岩波書店) ◆クリスチャン・サイエンス・モニター「東アジアの情勢は平和的な方向へ進展する兆しがあり、沖縄の人々が指摘しているように、米本土から離れたところにそんなに多くの兵力を駐留させる必要性を擁護することは次第に難しくなってきた」(一九九七・二・十) ◆ローレンス・コープ、ブルッキングス研究所主任「二方面戦略についてなぜアメリカは約千億ドルを第二番目の戦争準備に費やさなければならぬのかという問いに答える必要がある」(一九九七・十二・十二、米軍星条旗新聞) ◆ザ・ニューリパブリック「二つの地域戦争で同時に戦える戦力を持つという概念は、事実、戦略的に意味をなさない。もし北朝鮮が崩壊すれば、一夜にして時代遅れになる」(一九九八・一・十九) ◆マイク・モチツキ、マイケル・オハロン「米海兵隊を沖縄からハワイもしくは米本土に移駐すれば、現在の沖縄の不満を解消でき、同種の問題(暴行事件等)が将来日本で起こる恐れもない」(一九九六・春、ブルッキングス・レビュー)

◆東アジアから海兵隊が撤退されることは考えられないと考える人もいるだろうが、実際、沖縄からグアムやハワイに海兵隊を移すことは容易であり、日本政府が最終的に決断すべきものである」(一九九七・五・十二、ジャパン・エコノミック・ニューズワイヤー)

反基地運動月間の五月

五月は沖縄の反基地運動の月である。一九七二年五月十五日の沖縄返還で米軍基地はほとんど返還されず、そのまま今日に至っていることに抗議して開始された平和運動センターの五・二五平和行進と県民大会があり、例年全国各地から多くの若者達が米軍基地を横に見ながらの平和行進や県民大会に参加する。

今年も、五月十七日(午後二〜三時)に全県民での普天間基地包囲行動が行なわれるのと市民グループが準備しているカテナ基地各ゲート前での抗議行動へ参加するために例年以上に多く皆さんが沖縄を訪れ、反基地平和運動に参加するはずだ。カテナ基地の取り組みは世界中に発信されているので、海外からの参加者も多くなるだろう。

海上ヘリ基地建設阻止と普天間基地全面無条件返還を求めて行われる今年の平和行進と普天間基地包囲行動は、例年以上に極めて意義の大きい取り組みとなっている。普天間基地包囲行動は平和運動センターを中心に一九九五年五月十四日にも行ったことがある。今回は約三カ月の準備期間があつたが、今回は一月の準備期間しかない。そのような中で基地包囲を決定した背景には、沖縄県と日本政府の膠着状態を県民大衆の力で突破し基地撤去運動を前進させたいとの県内運動団体の強い方針がある。二度目の普天間基地包囲の成功によって五月十五日から訪米する大田知事も米国内での要請行動に弾みを付けることができるだろう。

今回の普天間基地包囲行動は、九五年の県民大会からの一連の全県民運動の一つであり、県議会と与党派のよびかけで実行委員会を結成した。

社民党、社大党、共産党、公明沖縄、結の会、平和運動センター、県労連、市民・大学人の会、宜野湾市実行委員会、ヘリ基地反対協の十団体が事務局団体を構成する。宜野湾市でも市実行委員会の結成が行われ全市民へ参加のよびかけを行う。

ぜひ普天間基地包囲に全国からも参加

していただきたい。実行委員会の問い合わせは、電話〇九八(八六九)〇二四一、ファックス〇九八(八六九)〇二四三、郵便900-14 那覇市松尾一十九-二

二。他にも伝えるべきことはあるが、紙面と適切に間に合わないで次回に。



意見広告を

第二弾 提案

神田公司
くまもと市民センター

チャンプルフォーラム 湯布院#2

昨年九月につづき、『海兵隊は日本にいらぬ!』全国アクションプロジェクト主催の「チャンプルフォーラムINゆふいん」が四月一日と二日の両日コーワパーク 由布院倶楽部で開催された。

クシヨンプロジェクトの行動を決めるもので、東京や大阪、広島、福岡、熊本、鹿児島、沖縄をして地元大分から二〇人が参加した。

今回のフォーラムの目的は、昨年十一月一日から一カ月間行われた新ガイドラインに異議あり!全国縦断キャラバンの整理と『海兵隊は日本にいらぬ!』全国ア

一日のオープンニングフォーラムの基調報告で沖縄県議会議員の伊波さんは「海兵隊を始めとする個々の課題を具体的に明らかにすることが必要だ」と語り、五・一七の普天間基地包囲行動の成功を訴え

た。(詳細は本号及び前号の『沖繩から』参照)。

「新ガイドラインに異議あり!全国縦断キャラバン」ではくまもと市民センターの神田が「名護をスタートしたキャラバンは、北は小樽、矢白別から南は沖繩までの二〇都道府県五〇自治体(その中には日米合同演習や米海兵隊の砲撃演習が行われた現場を含んでいる)を回り、現場と現場を具体的に結び付けることができたことは大きな成果である。更に、広島では県より九月二十九日の自治省大臣官房からの事務連絡として新ガイドラインの通知(和文と英文が都道府県の総務部長宛に送られ、更に市町村にわたっている事実をつかむことができた。今後、自治体・民間施設の米軍使用の法制化にむけた政府の動きがあり、新ガイドラインへの危機感キャラバンを通して米軍や自衛隊と接する地域や自治体に強いことがわかったことを考え合わせ、地域住民と自治体への働きかけが重要である」と報告した。

地元湯布院の浦田さんからは、昨年のニューヨークタイムスへの意見広告で八〇通の米国民の反響があり、二月一二日に返事を出したと報告があった。東京からは四・二四、四・二九の有事法制に反対する取り組みと横田爆音訴訟、鹿児島から

(二ページから)

周辺事態法案に対する自治体の反応 (新聞報道から)

4.20: 基地周辺の自治体などで構成する全国基地協議会(会長、沢田秀男・神奈川県横須賀市長)と防衛施設周辺整備全国協議会(会長、栗原勝・静岡県浜松市長)は20日、防衛庁に「適切な情報提供」などを求める緊急の申し入れを行った。(4.21「毎日」)

* 政府は「周辺事態法案」で、「関係行政機関の長は地方自治体の長に協力を求めることができる」と規定する方針。防衛庁はこの規定について、「自治体は(協力要請を)受けてもらうべき立場だ。(拒否する場合は)自治体が合理的な説明をする責任を負う」(秋山昌広防衛事務次官)とし、明確な義務規定であるとの見解を示している。(4.21「読売」)

* 神奈川県内自治体の反応(4.24「神奈川」): <横須賀市>「基地対策課は課内で今後勉強会で新ガイドラインや関連法案の把握に努める。このままでは意見も聞かれず、法案ができてしまう。決定は国で、負担は自治体というのはおかしい。」 <相模原市>「新聞などの報道では、『自治体に協力を求める』というが、具体的にどんな協力になるのかわからない」 <神奈川県>「法案についての情報、連絡が希薄すぎる。このまま法整備が進められると後で混乱を招く。」(岡崎知事) <横浜市>「法案提出への動きがあまりに唐突すぎるのではないか」 <綾瀬市>「基地を通じた被害があるのに、さらにこのうえという話で、不安だ。国が市町村に相談してもいいのではないか」

4.25: 小樽市の新谷昌明市長は二十四日の定例記者会見で、新たな日米防衛協力のための指針(ガイドライン)法制化に向けた周辺事態措置法案に地方自治体の協力規定が盛り込まれていることに関し、「(協力要請の際は)自治体の判断を尊重してほしい」と外務省に申し入れたことを明らかにした。(4.26「北海道新聞」)

4.28: 那覇市の親泊市長は、「仮に(周辺有事で那覇港が米軍に)軍事利用されれば、相手国から反感の目で見られるのは当然で、平和な市民生活を脅かされるのは容認できない」と反対する声明を発表した。(4.28「読売」夕刊)

「協力を要請できる」としている。文面上は、自治体には協力は義務づけてはいない

い。だが、「自治体の協力は義務」とする政府当局者の発言も報告されている。さらに、沖繩県や名護市に対し、政府がとっている基地問題と地域振興策との「リンク」論、あるいは、港に非核神戸方式の導入を図る高知県に対する、圧力、などに見られるように政府は権力と財力をかさに、地方自治を公然と、隠然と踏みじり骨抜きにしようとしている、このような実態を見るとき、「要請できる」という「おだやかな表現」も安心材料を与えはしない。

関連二法案の上程と前後して、基地や民

(起草・田巻一彦)

間港を抱える自治体があいつぎ不安と危惧を表明、政府に説明を求めている。自治体の動きの背後には、市民の不安と危惧がある。私たちは、これら自治体の意志表示を支持するとともに、潜在する市民の声を顕在化させ増幅し、繋ぐことによって、新「ガイドライン」法案、そしてこれを皮切りに出されてくるであろう一連の有事立法がもくろむ「上からの国家改造」に対抗していきたい。

周辺事態関連法案を廃案に!

キャラバンを通して明らかにした錦江湾と奄美空港の米軍使用の実態、大阪からは沖繩連帯運動の取り組みと韓国の反基地運動との交流がそれぞれ報告された。

このあとは会議をやめて、イチヤリパチョーデー交流会、ロッジでの露天風呂と湯布院ならではの深夜までの交流が続いた。

翌一二日の作戦会議では、今後の全国アクションプロジェクトの論議が展開された。まず伊波さんは「この一年間の取り組みは先導的な役割を果たした。今や『海兵隊いらない』は沖繩県庁のスローガン。米国内でも『なぜ海兵隊を派遣して日本を守るのか』との議論があり、低空飛行で政府が論破されている現状を踏まえ、『海兵隊は日本にいらぬ』という論点はできあがっている。『海兵隊いらない!』の第二弾が必要。ロサンゼルスタイムスも冷戦がないのに低空飛行をやる必要があるのかと書いている。GAOの報告も出て、説得力のある議論が、材料がある。ノウハウは湯布院も横浜もある。知事選もあり、海兵隊問題が熱くなる年であるので、意見広告の第二弾を強く提案する」と発言。

呉の湯浅さんは「呉では三月一七日に

『おすみ』が配備され、LCCAという強襲揚陸艦を備えた、三三海兵隊を自衛隊が持った。浜松にAWACSが配備され、有事立法国会と合わせ、米軍と連動し自衛隊がどう動いていくのかが見なければならぬ」として、三月の神戸会議「ガイドライン」民間港湾・空港の軍事利用をどう止めるか―の論議を紹介し、「日米両政府は海兵隊問題でヒビが入っており、海上へり基地問題ではジュゴンの存在も大きい。岩国基地の問題も含め、意見広告の取り組みは有効だ」と話した。

韓統連大阪本部の都裕史は「日本の動きを伝えるためにもアメリカや韓国との情報交換は大事だ。国外では海兵隊司令部は沖繩だけ。アメリカ国民をして発起しやすなものとして提起する。アジアにおいて戦闘突撃部隊はいらない。これに執着することが大事だ」など積極的な意見が続出。最後に伊波さんの「意見広告を再度提起することによって、新ガイドライン、低空飛行等の問題を明確化させ、『NO!』という声を出していく。四月、五月の行動、地域での取り組みが求められる。韓国から熱い視線を浴び、お互い二回目の合議をし、運動の輪を広げていることを実感。次は五月一六日沖繩で『意見広告第2弾』相談会を開催する」という集約で、フォーラム

(二四ページへ)

「経済制裁」という名の「大量破壊」

民衆に課された悲劇的な罰

「シカゴトリビューン」九八・三・十六

【原題】Sanctions Exact Tragic Toll in Iraq - Activists Denaouce Economic "Weapons of Mass Destruction" by Ray Masley March 16, 1998

ロンドン発——国連と加盟各国は、威信と権威をかけてイラクへの経済制裁プログラムを履行してきた。だが、経済制裁は政権を倒すことができなかつた。のみならず何十万人ものイラク人を死に追いやり、数え切れない人々に栄養失調や病気をもたらしている。

イラクの社会組織は、制裁措置によって切り裂かれている。以前豊かだった中流階級は、唯一サダム・フセイン大統領の政権への反対勢力を形成する可能性を有していたが、その人々は最貧層に引き下げられるか、多くは国外へ逃れてしまった。

いかけは西側諸国のいくつかからもあがっている。

国際社会の多くは、経済制裁は、国連査察団が、イラクの大量破壊兵器開発プログラムを全て取りやめさせるという任務を終了するまで続くとしている。

最近まで、米国はフセインが政権にしている限りは経済制裁を続ける事を望んでいた、米国は現在では、イラクが単に兵器に関するものだけでなく、全ての安全保障理事会決議に従うまで経済制裁を続けるという立場である。

西側各国政府は、フセインが経済制裁の解除を望んでいるなら、彼がなすべきは国連決議に従うことだ、というだろう。だが、制裁政策を批判する人々は、これはもっと重要な問題、すなわちフセインが国連決議に従わないために苦痛を受けているのはフセインとは別の人々である、という問題を無視した議論であると指摘する。

ロンドンの王立国際問題研究所の中東問題ディレクター、ローズマリー・ホリスは次のように述べる。「私たちは、制裁は効果がなく、コストは驚くばかりであるということを実証してきました。経済制裁は多数の人々に被害をもたらしましたが、政権を追い落とすためには何の役にも立って

国連の人道援助の専門家の見方によれば、経済制裁は、イラクの子供たちに世代全体にわたる身体的、精神的発育の阻害という長期的影響をもたらしている。さらに経済制裁を批判する人々は、経済制裁が長期化したことによる政治的結果として、

いけません。制裁はただちに解除されるべきです。経済制裁を解除すれば、フセイン政権はそれを勝利だと主張するでしょうし、西側諸国はそれを受け入れざるを得ないでしょう。それは彼らの側のプロパガンダの策略となるでしょう。しかし、それでも西側は重大な決断をしなければいけません」。

ホリス氏はもし制裁を解除するとしても、武器禁輸は継続しなければならぬとし、国連は武器がイラクに流れていないことを確実にするために、冷戦時代にソ連に対して米国がとっていたような輸入監視プログラムを確立する事も可能だろう、と語った。国連イラク特別委員会(UNSCOM)は、そのようなプログラムの強化のために継続的監視を行なう事ができるだろうし、湾岸地域に駐留している米軍は、イラクの軍事的野望への主要な抑止力としての機能を発揮することができるだろう、と彼女は言う。

「新たな方向に進むべき時です。水門を開け、ビジネスマンや他の訪問者があふれる場所を作ることです。イラク政府の支配を固めることを防ぐためには、今のやり方よりその方が得策でしょう」。ホリス氏は、西側の対イラク政策は次のような要素を含むべきだという。すなわち、経済制裁は

何世代ものイラク人に、ある敵意を植え付けているかもしれないと指摘する。すなわち、指導者が犯した犯罪を理由に、彼ら自身に対して厳しい罰を与えた米国やその他の国々に対する敵意である。これは、アラブ世界全体にとってきわめて重大な問題だが、アラブ以外の地域では、ごく小さな関心しか呼んでいない。パグダットに駐在するあるアジアの大使は、ここにいる外交官たちの最も絶望的な職務は、経済制裁がどれほどの苦痛を引き起こしているかを、本国政府に理解させる事であると述べた。

先頃、クリントン大統領は、イラクに対する軍事的威嚇に関連して、「我々は、これを我々の子どもたちのために行なっているのだ」と発言した。これを聞いて、ヨルダンのあるパレスチナ人グループは激怒した。彼らは、何十万人ものイラクの子どもたちが制裁の結果死んでいっているときにクリントン大統領があえて子どもたちについて言及していることにぞつとしたという。

しかし、イラクのクウェート侵略からの七年半の歳月は、イラクの人道悲劇が今後も続くことが許されるのだろうかという問題を、国連に気が付かせた。同様な問

解除する。そして、アナン国連事務総長が行なってきたようにフセインに対処し、できるだけ早期にフセインを取り除く。「私には、米国のシステムがこれらの相反するメッセージを取り扱うことできるほど洗練されているとは思えません」と彼女は語った。

一九九六年にはじまった国連の「オイル・フォー・フード」プログラムのもとで、イラクは、食料と医薬品を購入するため、六ヶ月毎に二〇億ドル分の石油を販売することが許されている。最近では、それが五二億ドルまで引き上げられた。しかし、食料と医薬品のために使うことができるのはこのうち三五億ドルにすぎないと推定されている。全額の三〇パーセントはイラクのクウェート侵略による被害への補償のために配分され、その他の部分は、国連の活動のための支出にまわされるからだ。イラク側は、制裁によって油田の設備が劣化したため、四〇億ドル以上の石油を採掘することはできないという。

最終的な額がいくらになろうと、それはバンドエイドぐらいの成果しかもたらさないだろう、と国連のイラクのための人道コーディネーター、デニス・ハリデーは言う。「総額が増大しているのだから、オイ

ル・フォー・フードは十分であるという見方が存在するのは確かです。しかし、それは十分ではありません。国連職員にれば、我々はイラクに、他の何処にもないような子どもの生育環境を築きあげようとしているのです。

国連の推定によれば、経済制裁の結果として一九九〇年以降七〇万人の子どもたちが栄養失調や病気で死亡している。そして一〇〇万人近くの子どもたちが栄養失調である。ほとんどの病院には、基本的な医療供給や施設がなく、イラクで過去に撲滅された結核やジフテリア、マラリアなどの病気が復活している。糖尿病患者の子ども達がインシュリン剤の不足で死んでいく。人々は、麻酔なしで帝王切開出産などの手術を受けている。「経済制裁を課せられるまでは、イラクの教育と健康の水準は非常に高かったのです。イラクの健康福祉プログラムはアラブ世界のモデルでした」とハリデー氏はいう。

世界保健機構(WHO)によれば、イラクでは、小児白血病が一九九二年から六倍増加している。この病気は、一九九一年の湾岸戦争の戦場に近い南部に集中して発生している。医療専門家の中には、装甲用鋼板への貫通力を強めるために西側のミサイルの先端につけられた劣化ウランがそ

の増加の原因だとする声がある。彼らは、ウランが土壌に入り込み水の供給を汚染しているという理論を立てている。

オイル・フォー・フード・プログラムは、食料と医薬品以外の人道的なニーズに石油収入を充てることを許可していない。そのため、イラクの電気、水そして下水道システムは崩壊しており、また、それらを修繕し維持するための財源もない、と国連当局者は語っている。

ニューヨークに拠点を置く「経済社会的権利センター」の一九九六年のイラク調査に参加した、イラク出身のロンドンの弁護士アブドゥラ・ムタウィは、下水システムが故障しているため、河川から引いた水が未処理の下水を含んでおり、それが病気の広がりの一因となっている、という。学校もまた崩壊している。教科書やその他の用具を購入するための財源もない。子どもたちは、適切な教育を受けずに成長するという脅威に直面している。

スベア部品の不足のために農業機具や機械がさびてしまい、食糧の自給能力もかつてないほどに衰退している。経済制裁は、二重効用、つまり民間にも軍事にも使用可能な物品の輸入を禁止している。救急車のためのタイヤやスベア部品や、病院の

ためのシートも、それらが軍事目的に使用される可能性があるという理由で禁止されている。ほとんどのイラクの病院にはシートがない。

「制裁は、『大量破壊兵器』になってしまいました」とムタウィはいう。「中産階級は一掃され、大多数の人々は、ライフ・ラインを政府に依存しています。現体制は、どのような政治的展開をも自らの勝利のように見せかけることができる体制です。私たちは、人々を政権から離れさせなければなりません」。彼はイラクの現状をハイジャックされた飛行機にたとえる。「ハイジャック犯が乗っているためからといって、飛行機を打ち落とすなどするでしょうか。人々は政権の行動に責任はないのですから」。

ムタウィ氏と同様一九九六年のイラク調査に参加したロンドン・スクール・オブ・エコノミックスのハリス・ガズダーは、イラクは以前は豊かな国で、平均月収は二二五ドルから三〇〇ドルだったが、経済制裁による減退の結果、月収は一〇ドル、またはそれ以下となり、経済規模は一九九〇年当時の一〇分の一であると指摘する。「賃金相場はバングラデッシュやインドの貧困地域の半分」とガズダー氏は言う。「一九

九〇年までイラクの収入は韓国よりやや低いぐらいでした。しかし、今ではイラクは世界で最も貧しい国の一つになってしまった」。

多くのイラク人は、食料を買うために、家庭の銀、家具、本を売っている。英国在住のイラク系の小児科医、ブシユラ・アルルベイ博士によれば、一九九〇年まで、イラクの食料供給は必要なカロリーと栄養の二〇パーセントあつて、肥満すら問題になるほどであった、公式の数値によると、一九八九年には子どもの死亡は二万七三三四人だったが、一九九六年には一四万〇三三一人と五〇〇パーセントも増加した。

「イラクは今後何世代も苦しむことになるでしょう」と彼女は語った。

英国政府の制裁政策について批判的な労働党議員、ジョージ・キャロウェイは、「制裁に含まれていない食料と医薬品をかうための能力をその国から取り上げることには、私にとって納得のいかないものです」と語った。

前出のホリス氏によれば、英国政府は数年前、経済制裁は時間が立つにつれて効果が減殺されていく政策であるとの立場から、ワシントンにこの政策からの脱却を促すことを試みていた。しかし、その後、フセインの娘婿フセイン・カメルが、イラクが

化学・生物兵器の数量をこまかしているとする驚くべき証拠を持ってヨルダンに亡命した事件を契機に、英国はイラクへの態度を厳しくした。同氏によれば、現在、英国の当局は再び立場を変え、食料と医薬品のに限定しない、すべての人道的ニーズについて検討する必要性を議論している。英国国際開発大臣クレア・ショートは、三月、英国がイラクに二一七〇万ドル分の人道的援助を計画していると発表した。

一方、米国政府は、人道的組織がイラクの人々への支援を行なうことさえ難しくするような制裁政策を実行している。米国は、ジャーナリストを例外として、特別許可のない米国人のイラクへの旅行を禁止している。

制裁解除を求めるキャンペーンを行なっているシカゴの市民団体「ボイス・オブ・イン・ザ・ウィルダネス(荒野の呼び声)」のキャシー・ケリーは、最近、イラクに医薬品を届けるという許可なしのミッシェンから帰国したときに、パスポートを押収されたことと語った。彼女と彼女の組織のメンバーは、旅行禁止令違反によって十二年間の監禁されかねないと、米当局に忠告されたという。(訳 照屋みどり/田巻一彦)

原子力艦 入港情報

(99)

1998.3.27~1998.4.24

S=原子力潜水艦(原潜) スタージョン級

L=原子力潜水艦(原潜) ロサンゼルス級

横須賀

◆ 4/16 14:13 原潜サンフランシスコ(L)入港。

◇ 4/18 10:03 原潜サンフランシスコ(L)出港。

横須賀累計(うち原潜):6(6)

佐世保 なし

佐世保累計(うち原潜):3(3)

初任比(沖繩・勝連町) なし

初任比累計(うち原潜):0(0)

●1998.1.1から4.24までの各地の原子力艦入港数:

| | |
|-----|------|
| 横須賀 | 6(6) |
| 佐世保 | 3(3) |
| 初任比 | 0(0) |
| 合計 | 9(9) |

会計報告

(97.12.11～98.3.17)

[収入]

| | |
|-----------|---------|
| ○前月からの繰越し | 692,271 |
| ○今月の収入 | 119,000 |
| 会費収入 | 111,000 |
| (内訳) | |
| 維持団体 | 0 |
| 維持個人 | 12,000 |
| 参加団体 | 0 |
| 参加個人 | 6,000 |
| 通信会員 | 93,000 |
| カンパ収入 | 8,000 |
| 預金利子 | 0 |
| 資料収入 | 0 |
| 運動収入 | 0 |

[支出]

| | |
|---------------|---------|
| ●今月の支出 | 215,095 |
| 事務所代 (5月分) | 100,000 |
| 水道光熱費 | 4,738 |
| 電話FAX費 | 2,688 |
| 郵送費 | 46,775 |
| 文具・備品 | 1,864 |
| 印刷・コピー代 | 52,200 |
| 振り込み手数料 | 2,030 |
| 分担・参加費 (ビーズボ) | 0 |
| 雑費 | 4,800 |
| ●次月への繰越し | 596,176 |

(十八ページから)を終えた。

なお、今回のフォーラムでは、地元湯布院の佐藤晶さんから基地問題のなかに街づくりを入れる「地域づくりフォーラム」が提案され、名護での開催を検討することになった。また、映画「GAMAー月桃の花」第二弾、五・一五カテナ基地包囲、白船計画、ステッカー販売等の紹介も行われた。

温泉とうまいもの、それと議論、今回も誠に結構なフォーラムでした。湯布院の皆さん有り難うございました。次は五月一六日沖繩で！

編集室から

●友達の娘(三才)が泊まりにきた。真夜中の一時半に彼氏から彼女のケータイに電話がかかってきた。「おやすみなさい」と言って寝ようとしていた時だったのでちよつと待つてみたが二時になつてもまだ。ウーン！ねむい。(夜)

●中島みゆきのニューアルバムを買った。そしてまいった。男だつて泣きたいときはあるよね。泣きなさい私は見ないように空をみてるから、とかいつたあげく「愛だとか恋だとか難しいことをいわないで、私の子

月刊キャッチピース

No. 62 (通巻140号)

発行●脱軍備ネットワークキャッチピース
連絡事務所●〒222 横浜市港北区錦ヶ丘
10-4 ハイッ幸1-B

☎・FAX 045(433)3483

E-MAIL : tamaki@ab.mbn.or.jp

編集●月刊キャッチピース編集委員会
郵便振替●00160-7-136148 キャッチピース
定価●100円 (通信会員年間3000円)

どもになりなさい」などとおっしゃるのである。このような場合において、すぐに「なりません」なると荷物をもとめて行つてしまつていいものなのかどうかは、オレにはよくわからない。だが、昔「山口百恵は菩薩である」といつたジャズ評論家いたが、私はここではつきりと申し上げたい。「中島みゆきは卑弥呼である」。文句のあるものは申し出られよ。(た)

●などとはざいてるうちに、発行予定日をとつくに過ぎおかげで幸か不幸か周辺事態法上程を取り上げることができるようになり、下版直前の突発的差し替え作業を敢行したのである。いつものことだけど。(た)